

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3号機 設計及び工事計画変更認可申請（化学体積制御設備の主要弁及び主配管の改造）【4】」

2. 日時：令和5年2月15日（水） 16時02分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、中野安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他9名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料1 玄海原子力発電所第3号機 原子炉冷却系統施設の改造の工事（抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事）設計及び工事計画変更認可申請に係る確認事項リスト

・資料2 玄海原子力発電所第3号機原子炉冷却系統施設の改造の工事（抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事）設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから玄海原子力発電所第3号機の
0:00:06	原子炉冷却系統施設の改造の工事に係る施工認新設工事設計及び工事計画の変更認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願い致します。
0:00:16	それではまず、九州電力の方から資料の説明をしていただいでよろしいですか。
0:00:24	はい。九州電力の松本です。相手は今回の回答の内容についてご説明させていただきます。
0:00:31	まず今回
0:00:33	ご提示させていただいてます資料は、資料1の確認事項リストと、資料2の補足説明資料と二つでございます。で、まず資料1の確認事項リストから、今回の回答内容について、全体をご説明していきたいと思ます。
0:00:48	で、確認事項リストのナンバー12からNo.18が、前回のヒアリングでコメントいただいた内容になってございまして、これの回答について順にご説明をしていきます。
0:01:00	No.12ですけれども、No.12では、本申請の耐震評価について、新規制工認との評価内容の差を説明することといったコメントでございましたので、こちらの内容につきましては、
0:01:12	本施設の耐震、耐震評価を、補足説明資料の5の方に追加して整理をさせていただきます。
0:01:18	後程補足説明資料5のご説明をしたいと思います。
0:01:22	ナンバー13対No.13ですけれども、No.13は、ナンバー13ページなんですけれども、参考資料を補足説明資料とすることということでして、
0:01:33	前回のヒアリングにおいて参考資料でお示しました基本設計方針に関する記載に関する説明の内容を、今回、補足説明資料の8として、整理をいたしました。
0:01:45	そういった回答になります。
0:01:48	続いてナンバー14ですけれども、補足説明資料7の記載について、応力集中度、流体振動の関係がわかるような記載へ見直すことといったコメントでございましたので、ご指摘の通り、補足説明資料の7の記載を見直しさせていただきます。
0:02:03	こちら後程ご説明したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:06	次いでNo.15 は、設置許可申請書の中で、申請対象配管の材料に関する方針等の記載の有無について確認することというコメントでございまして、回答としましては、申請対象配管の材料に関して、確認しましたところ、
0:02:21	具体的な材料等の記載がないことを確認してございます。
0:02:26	続いてナンバー16 ですけども、今回の申請範囲の安全重要度分類がわかる資料を作成することといったコメントでしたので、当該申請範囲における安全重要度分類について、
0:02:38	補足説明資料の 1 の方にですね、記載を追加して整理をしてございます。後程補足説明資料 1 のご説明をしたいと思います。
0:02:47	続いて、補足のJAナンバー17 ですけども、補足説明資料 1 の適用常務の整理について、技術基準の 10 条 15 条追加要求が、
0:02:57	今回の変認申請の対象外であることについて、内容を整理して説明することといったコメントでございましたので、こちらの 10 条 14、15 条における適用条文の整理につきましては、補足説明資料の 1 の方に追加で
0:03:12	整理をしてございますので、こちらも後程ご説明をいたします。
0:03:16	続いてナンバー18 ですけども、新規制時に、今回の申請箇所を図面を添付しているかどうかについて確認することといったコメントでございましたので、新規制時の重点内の是正条件追加をするために、
0:03:29	今回の化学体積制御系の系統図を添付はしていたんですけども、今回の当該申請範囲に係る内容については、既工認から変更がないといったことを確認しております。
0:03:41	今回のコメント回答内容についてのあらまは、以上になります。では、No.12 の方から、補足説明資料の 5 の説明から、
0:03:52	していきたいと思えます説明者を交代いたします。
0:03:58	九州電力のホシコです。
0:04:00	説明資料 5 の説明をいたしますのでお手元資料 2 の右下 54 ページのほうをご確認のほどよろしくお願いいたします。
0:04:13	はい。右下、そちらの方の資料で赤枠で囲っておりますけれども、
0:04:20	3 ポツ 1 と 3 ポツには西縁。
0:04:24	先日のヒアリングの方から説明内容については変わっておりません。新規制値の耐震の評価、
0:04:31	が、低ピッチでの評価でしたけれども、本申請の、
0:04:35	はい。評価内容は 3 次元はりモデルということを記載しております。
0:04:40	うん。それ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:42	という、それ以降につきまして3ポツ3として今回本申請と新規制工認の耐震評価方針等の比較ということを追記させていただきました。
0:04:53	まず本申請において耐震評価の基本方針というものは新規制工認時に認可された添付資料3-1、耐震設計の基本方針、
0:05:02	を読み込んでいることから評価方針というような、同じ方針で評価しております。
0:05:09	また今回配管の解析、3次元
0:05:12	はりモデルによるスペクトルモーダル解析を行っておりますが、
0:05:17	その解析方法地震応答や減衰定数及び解析条件における地震動、
0:05:22	についても新規制工認時に認可された首長と同じものを使用しての評価をしております。
0:05:29	なお、本申請、
0:05:32	その中でも等をご説明しております通り、解析条件のうち、適用規格に関しましては、新規制時に認可実績があり、また緊急時対策棟せず、
0:05:44	設工認等で適用実績のあるJASMINE2012を用いて、
0:05:50	本申請は3次元梁モデルの解析を行っております。
0:05:54	今、お伝えしたようなことを次ページにおきまして表の方にまとめております。
0:06:03	2ページの方の表5-1のほうをご確認をお願いします。
0:06:08	先ほどAと申します。挙げました通り項目として大きく、耐震の基本評価の基本方針、配管解析の方法解析条件とありまして、
0:06:18	そのうち、耐震の基本方針率、
0:06:21	につきましては新規提示から変更はなく配管の解析方法についても、
0:06:26	基本、新規制を、新規制工認時、
0:06:32	本申請の適用対象範囲としては標準支持間隔で評価しておりましたけれども、
0:06:37	本申請においては3次元梁も、新規性時に、
0:06:41	代表配管に適用した3次元はりモデルのベクトル丸尾解析して
0:06:46	評価していることから新規制工認時から変更はありません。
0:06:50	解析条件としましては地震動も新規性時に、
0:06:56	評価、
0:06:58	決めました S_s-D のは、
0:07:01	から変化はなく、適用規格として今回、JASMINE2012を用いておりますが、これは適用、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:10	認可自体は新規制工認時に認可いただき、緊対、緊急時対策棟の工認で適用した実績があります。
0:07:17	はい。耐震、No.12 に関しては説明は以上となります。
0:07:27	で、説明者をかわります。
0:07:33	九州電力の松元です。No.13、12 の説明は以上になりまして、13 につきましても、先ほどもご説明した通り、補足説明資料の 8 として整理をしたというもので、内容については、変更ございませんので活用したいと思っております。割愛したいと思っております。
0:07:50	次にナンバー10 の説明ですけれども、説明者交代しまして、
0:07:54	よろしく申し上げます。
0:07:57	はい。九州電力のミネマツです。それでは、No.14、
0:08:03	に関しましてご説明させていただきます。資料 2、補足説明資料 7 の通し番ページいう 78 ページ目、補足の 7 の 1 ページ目を
0:08:14	ご覧
0:08:15	ください。
0:08:16	流体振動と応力集中の、
0:08:20	関係性ということで、
0:08:22	1、工事内容の上から 3 行目に、
0:08:27	やりますと応力集中。
0:08:29	箇所において流体振動が重複した場合の損傷事例が多いと。
0:08:34	ということで、流体新応力集中によって流体振動が発生するわけではなく、そういうところが重畳した場合に損傷事例が多いというふうに、
0:08:43	と記載のほうを見直させていただいております。
0:08:48	No.13 については以上となり、No.14 については以上となります。
0:08:54	続きまして、No.15 に関しましては先ほど松本の方から説明した通りですので割愛させていただきます。
0:09:02	No.16、17、こちら、
0:09:06	と合わせた形でご説明させていただきます。
0:09:10	安全、今回の申請範囲の安全重要度であったり投擲十四条 15 条の条文の考え方ということで、
0:09:20	補足説明資料 1、
0:09:22	2 へと考え方を整理させていただいております。
0:09:28	資料 2、補足説明資料 1 の通しで言う 13 ページ。
0:09:35	以降になります。13 ページ目以降にこの十四条 15 条における条文の考え方について整理をさせていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:45	今回編人、
0:09:49	でありますので、
0:09:51	衛藤。
0:09:52	その新規制等に伴う変更箇所、
0:09:56	追加要求になった事項についてのみ整理をさせていただきます。
0:10:02	衛藤。
0:10:04	まず、3 ポツのほうで今回の工事範囲の整理をいたしております。今回の工事範囲は、技術基準規則第二条第 2 項第 9 号に、
0:10:15	に該当し、安全設備であるというふうに提示しております。次の 14 ページの、
0:10:21	方に技術基準規則第 2 条の第 2 項の抜粋したものを記載させて、
0:10:27	いただいております。こちらの 2 に該当するものと考えております。
0:10:33	また
0:10:34	安全機能の重要度分類に関する指針におけるクラスとしましてはプラス 1 で、MSワンの放射線物質の閉じ込め機能、
0:10:45	放射線の遮へい及び放出機能に、こちらの方が該当しますし、どう、また、PSII
0:10:52	の冷却材を内蔵する機能及びPSⅢの浄化機能に該当するものと整理をしております。
0:11:00	こちら、工事、今回の工事範囲を超え、
0:11:03	今日、
0:11:04	もので安全設備に該当すると整理をさせていただきます。
0:11:09	その上で、4 ポツで衛藤、新規制基準等で追加要求となったもの、十四条 15 条に関しまして、
0:11:18	ハッチングで追加要求になったところを、
0:11:21	マーキングさせていただきます。こちらのものが、新規制基準等で追加要求になったものと整理しておりますし、再稼働のときに、その旨、ご説明させていただいたものになります。
0:11:36	その整理結果といたしましては、十四条の第 1 項に関しましては、
0:11:42	第 2 条の第 2 項 9 号のハところに、
0:11:46	掲げる設備への要求事項ということでこちらが該当しないものと考えております。
0:11:51	また第 2 項に関しましては、前回おっしゃられた通り、対象範囲が拡大されて、
0:11:58	安全設備のほかに安全重要度、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:02	指針 2 案に関する案。
0:12:04	審査指針において規定されている安全機能を有する構造物系と機器について、適用範囲が拡大されているんですけども、
0:12:12	今回の工事範囲はすでに安全設備として既認可において技術基準の適合性をご確認いただいているものと考えております。
0:12:20	続いて 15 条の第 5 項ですが、今回、
0:12:24	その工事範囲こちらも第 2 条第 2 項、
0:12:28	第 9 号のハ及び本人は該当しないため、
0:12:33	対象外というふうを考えております。
0:12:36	また第 6 項のほうですが、
0:12:39	今回の工事範囲は、
0:12:41	他のへと発電を原子炉施設と共用し、
0:12:45	をしたりまた相互に接続するものではございませんので、こちらも申請の対象外と。
0:12:50	いうふうと考えております。
0:12:52	その結果、そのためですね 17 条 15 条においては、両方とも適用は、
0:12:58	00 管申請はバスとして整理をさせていただいているものになります。
0:13:05	16 番 17 番のご説明は以上になります。
0:13:10	18 番は先ほど、
0:13:12	説明した内容の通りですので割愛させていただきます。これで同コメントリストの詳細な説明を終了させていただければと思います。
0:13:27	はい。衛藤規制庁西内です。規制庁側から何か事実確認ありますか。
0:13:35	次、原子力規制庁の仲野です。
0:13:38	今いただいたコメント回答の内容も踏まえてなんですけれども私の方から何点か確認させていただければと思います。
0:13:46	まずはですねコメント回答の 571067 の関係なんですけれども、補足説明資料の 13 ページのところから、
0:13:55	確認させていただければと思います。
0:13:59	まず 10 条 15 条の追加要求事項についての整理結果の部分なんですけれども、
0:14:04	先ほどの説明にもあったと思うんですけども今回の申請範囲が、技術基準規則の第 2 条 2 項 9 号の 2 に該当してるっていうふうにご説明いただきましたけれども、
0:14:15	今回の申請設備が 2 に該当している、その考え方についてまず伺ってもよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:25	はい。九州電力のミネマツです。今回の工事範囲ですが、
0:14:32	再生、
0:14:34	熱交換器から非再生熱交換器までの間ということで格納容器の貫通部、
0:14:39	がございます。そのためCVバウンダリになってございますので、こちらのところに該当するものと考えております。
0:14:50	規制庁中野です。格納容器の部分なり、貫通部があつてバウンダリになっているから、
0:14:58	Cv。
0:14:59	としての分類になっているってということ。
0:15:03	ですね。
0:15:04	ちょっと最初、私が基準見た時にイの一次冷却系統に係る設備、その附属設備にも、配管は該当するのかなっていうふうにちょっと考えてみたんですけどもそちらではなくてあくまでもCVのバウンダリの一部ってということで考えていたってということですか。
0:15:24	九州電力のミネマツです。ご認識の通りです。
0:15:36	原子炉規制庁の仲です。承知いたしましたソフトお待ちください。
0:15:48	原子力規制庁の中です。先ほどちょっと私からも申し上げた途中ではあったんですけども、
0:15:55	と。
0:15:56	新基準のときの要目表上だと確か化学体積制御系は、
0:16:01	運営設備の一部だったと思うんですけども、今回の
0:16:07	申請設備が、一次冷却系に係る設備、その附属設備にに該当しない理由についても、ちょっともう一度すみませんがご説明いただいた上で、
0:16:19	資料の方にも明確に記載いただきたいと思うんですけども、まず説明の方から、よろしいでしょうか。
0:16:29	石井電力のミネマツです。1事例、
0:16:32	以降の井野理事冷却材系統に係る設備その附属設備はRCPバウンダリというふうに考えておりまして、
0:16:42	今回のCVCS系は、今回抽出ラインはCVCS系と該当しますので原子炉冷却系統施設に該当するものと、
0:16:52	考えて申請させていただいております。
0:17:08	原子炉規制庁の中野です。承知いたしました。すみませんが今ご説明いただいた内容も含めて資料の方充実いただければと思いますけれどもよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:21	PC電力ミネマツです。こちらの方に追記をさせていただければと思います。
0:17:35	原子力規制庁の中根です。それで説明する際に図面上でこの部分が当たりますこの部分は足りませんっていうような形で説明いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。
0:17:53	九州電力ミネマツです。1点ご確認させていただきたいんですけどもそれは系統図上でこの範囲は、衛藤。
0:18:02	そういう一次冷却材ですとかそのPS湾ですとかいうことを示して欲しいということですかね。
0:18:10	規制庁中根です。そう認識で相違ありません。
0:18:14	ちなみにちょっと確認なんですけれども今ご説明いただいた内容の一応確認なんですけど再生熱交とかのラインが10数人で出てくるところから、一次冷却材のラインから外れるっていう認識でよかったです。
0:18:32	はい。九州電力。
0:18:34	ミネマツですそのご認識で問題ない。再生熱交換機構はそういうところではございませんので問題ないんですけども、ちょっと先ほどの点でのRCSRCPの坂東
0:18:48	幸っていうことになりますと今回の申請範囲から大きく外れてまして、
0:18:52	系統図と書き認可で申請した範囲外のものになるんですけども、
0:18:57	こちらも添付し、今回の範囲じゃなくてそちらの範囲を示して欲しいということになるんですかね。
0:19:09	規制庁の中根です。ちょっと私も認識が間違っていなければなんですけれども、
0:19:16	概要資料いただいている概要資料の、
0:19:21	4ページの右上の3ページがごめんなさい、右上の3ページのところに
0:19:28	全体のそのプラントの全体の図をつけていただいていると思うんですけども、
0:19:33	こちらのA棟、
0:19:35	まずそちら今ご覧になりますか。
0:19:40	はい。概要資料の方は確認できております。
0:19:44	こちらの部分で、等はその配管で青く塗っている部分が、先ほどのイに該当する部分で、今回の再生熱交以降だったりとか該当部分についてはその該当部分じゃないっていう理解でまずよろしかったですか。
0:20:02	一種電力のミネマツです。おっしゃる通りです。
0:20:08	承知いたしました。で、それ先ほどお話いただいた部分はその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:15	二次冷却材の系統から今回の部分だと、そもそも系統的にはかなり遠いので、同じで示すのがちょっと難しいんじゃないかっていうお話っていうことですかね。
0:20:26	CR通り、九州電力のミネマツです。おっしゃる通りです。
0:20:40	九州電力のミネマツこの本
0:20:43	知恵と同レベルのものに関してこちら辺が範囲ですっていうふうな記載でよければお出しすることは可能と思いますがそういった、
0:20:51	提出の仕方でよろしいですか。
0:20:59	原子力規制庁の仲野です。
0:21:01	そうですねちょっと今、お話上げさせていただきましたけども概要図のレベルで一旦、その区分についてまず記載いただければと思いますちょっとこういった形で、資料に対応いただければと思いますけれどもよろしいでしょうか。
0:21:18	九州電力のミネマツです。承知いたしますそれではこの概要資料の3ポツの本税
0:21:25	を用いましてその位の一次冷却材の範囲に関しまして衛藤医療分けるとかその範囲を示させていただければと思います。
0:21:37	原子力規制庁の仲野です。よろしく願いいたします。
0:21:42	私の方から続けて、確認なんですけれども、
0:21:48	と同じく補足説明資料の13ページの部分なんですけれども、
0:21:54	2ポツの各条文の整理結果の中で①から④でそれぞれの
0:22:01	増分に対して単位で該当しないことの説明いただけてますけれども、
0:22:08	③番の15条の5項の部分ちょっとここは単純な確認ではあるんですけども、
0:22:14	9号のハ及び法に該当しないというふうに記載いただけてますけれども、要求上はは逃げるものに対しての要求なので法は関係ないのかなと思うんですけどもこちらの方っていうのはどういった意図で記載していたのかを確認させてください。
0:22:33	少々お待ちください。
0:22:54	九州電力のミネマツです。先ほどのご質問なんですけどおっしゃられる通り技術、
0:23:01	基準に関する規則の方はええと、
0:23:04	救護のは、に掲げるものとしてあるんですが解釈の方の、
0:23:10	と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:10	再、5 の最後のところのポツのところ、見込大規模法に掲げるものを含むというので広く取られてますのでそちらまで含めても該当しませんということで、
0:23:22	両方記載させていただいております。
0:23:25	原子炉規制庁の仲野です解釈まで含めて及び法ということで該当しない旨記載ということですね承知いたしました。
0:23:34	続きまして、
0:23:42	10、同じく13 ページの条文の整理結果のマル。
0:23:48	4、6、15 条の6 項の部分ですけれども、
0:23:52	今回の5 時半伊賀人以上の原子炉施設と共用または相互に接続しないので江藤該当しないということですのでけれども、
0:24:01	今回の施設が共用しないということについて
0:24:07	新基準の要目表だったりとかすでに認可されている要目表上で、共用する設備については共用することを明示しているので、今回の申請対象は
0:24:21	共用するっていう設備になっていないということから、もうすでに、
0:24:27	共用しないものであるということが読み取れる。そういう意味で共用しない設備ですよってということ。
0:24:35	になっているっていう理解でよろしかったですか。
0:24:39	伊勢電力のミネマツです。おっしゃる通りこちら新規制のところ追加させて、追加された要求事項だと思ひまして、そこに関しては再稼働時に、ご説明させていただいております。そちらに該当しません。
0:24:54	チーム系統上も該当しないものになりますので、今回は共有しないものというふうに整理させていただいております。
0:25:01	原子炉規制庁の仲野です。承知いたしました。
0:25:05	続きまして、
0:25:09	条文の整理結果から離れるんですけども、
0:25:14	14 ページ
0:25:16	13 ページ 14 ページのところ、今回の工事範囲の整理のところなんですけれども、3 ポツのところ、
0:25:23	今回の工事範囲については、
0:25:27	プラスワンで括弧書きでMS 湾の閉じ込め機能と、
0:25:34	遮へい及び放出低減機能、PSII で、
0:25:38	冷却材内蔵する機能PSIII で冷却材の浄化機能っていうふうに記載させていただいてますけれども、こちらの記載についてなんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:49	今回の申請範囲の中で、MSワン提出PSⅢのそれぞれの該当の部分 があって、申請範囲の中で、
0:26:01	それぞれ該当する部分があるけれども、最大クラスを代表してプラスワ ンっていう説明と理解してよろしかったでしょうかそれともその今回の申 請範囲全体として、全体見た中で、MS湾PSPF-Ⅲそれぞれの
0:26:16	側面を持っているのでこういう書き方をしているんですっていうことなん ですかね、ちょっとそちらについて確認させていただければと思います。
0:26:28	九州電力ミネマツ最大クラスがプラスワンですのでそういう記載させて いただいております。
0:26:35	規制庁の仲野です。先ほど私の質問させていただいた前段の部分で今 回の申請範囲の中でそれぞれ部分、
0:26:47	パートごとにMSワンの部分、ここAPSⅡの部分がコピーSDの部分がこ こっていうふうに分かれている。
0:26:55	何かもしくはもしくは、全体と、全体見た中でそれぞれ、
0:27:01	すいません。
0:27:02	今回の申請範囲全体。
0:27:04	として、PMS湾の側面を持っていたりと合わせてPS通PSDの側面を 持っているっていう認識なのかちょっとそちらどちらの理解が、
0:27:14	正しいのか、確認させていただいてよろしいでしょうか。
0:27:23	少々お待ちください。
0:27:48	紀州電力のミネマツです。すみません、先ほどご説明し足りてなかつた んですが、衛藤。
0:27:55	それぞれ申請範囲のところはMSはPSPF-Ⅲあるんですけども全体 包絡としてMSワンで申請をさせていただき、
0:28:06	不安なのでプラスワンと記載させていただいております。
0:28:12	原子力規制庁の仲です。それぞれの部分でN-SはPSBSEの部分が あるっていう話ですよ。わかりました。そうでしたら、例えばなんです けど補足説明資料でいただいている、
0:28:25	82 ページから 84 ページに今回の申請設備がパートごとに記載いた だいてると思うんですけども図面で、その中でこの部分がMSワンだとこ この部分がPSだっているところ。
0:28:40	ご説明をいただけますか。
0:28:45	九州電力のミネマツです。
0:28:49	まず、衛藤。
0:28:50	技術DSⅢに関しましては、全申請範囲が該当するものです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:57	で、
0:28:59	MSワンに関しましては、防止で言う、80、
0:29:06	7 ページですね。
0:29:09	すいません 84 ページ、通しページいう 84 ページ目。
0:29:14	のみ該当しないものになります。
0:29:20	原子炉規制庁仲田です。PS IIとⅢは、今回の申請範囲全体にかかっていってMSワンについては、
0:29:29	84 ページの図面にある⑥番と⑦番が該当しない。つまり①から⑤分の部分がMSYに該当するっていう理解でよろしかったでしょうか。
0:29:43	履修電力のミネマツその認識で問題ございません。
0:29:51	現象規制庁の仲野です。承知いたしました。
0:30:33	規制庁西内ですけど、今の話を聞く限り 84 ページのところはプラスワンじゃないんじゃないですかとしか思え、聞こえなかったんですけど、本当にプラスワンの設計をしてるっていうふうに理解していいんですけど。
0:30:45	本当にその理解でいいですか。
0:30:55	少々お待ちください。
0:30:57	沖瀬田。
0:30:58	ですけど今回の申請範囲まとめてっていう説明は何か。
0:31:02	本
0:31:03	物価ネット本当に聞きたい。純粋に聞きたいんですけど、
0:31:07	今回の説明が楽だからとかそういうようにしかなんか若干聞こえないのが正直な本音なんですけど。
0:31:13	しっかりせ、範囲を精査した上で、どういう設計をしているのかをちゃんと説明をいただきたいと思ってます。
0:31:20	九州電力のミネマツです。先ほど言ったところプラスは 8、通し 84 ページはプラスワンではないんですけども、配管設計上ですね、こちら配管の部分申請させていただいてますが、プラスクラス 3、
0:31:35	Ⅲで設計の方針に変更ございませんので、そちらと同等の設計しております。
0:31:43	ごめんなさいちょっと今の説明がよく理解できなかったらもう 1 回お願いしてもいいですか。はい。
0:31:48	としては、
0:31:49	クラス 2、3、
0:31:55	もう 1 回質問ですけど、この 84 ページのこの示しているハイカー今回の申請範囲、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:02	ここ単独っていうか一連のこの配管の繋がりだと思いますけど、
0:32:08	これは、
0:32:10	として設計していると思っていいんですけど、例えばクラス2なんだっけ、どう、実際やっている内容、クラス2なんだけど、実際やってる内容をお客さんと同じなんですってそういう説明ですか。
0:32:22	安里説明が僕違うと思っているのでちょっと正確に確認をしたいという理解なんですけど。
0:32:40	少々お待ちください。
0:33:30	九州電力のミネマツです。今回の申請範囲で責任感、2、すべからくMSワンとして申請して、委員会いただいているものと認識しております。
0:33:42	規制庁西内ですけど、ちょっとその辺これから確認しますけど主要設備リストとかでもプラスワンとして設計をし申請いただいているって理解でよかったですかね。
0:33:55	主要設備リストとかでその配管の場所ごとにクラス何とかが書いてる。
0:34:00	書いてなかったっけ。
0:34:02	開館後、
0:34:05	機器だけでしたっけ、九州電力、
0:34:07	ミネマツです。すいませんそれって強度のプラスの話ですかねこの安全設備としてのクラスの話です。こちらのJASMINEの話になってませんか。
0:34:17	あれ、安全設備と白倉さん差し替えてなかったでしたっけ。
0:34:22	主要設備はあくまで耐震クラスと共同クラスだけでしたっけ。
0:34:30	すいません九州電力のミネマツです。あくまでもじゃ住めクラスを記載させていただいているという認識でして、こちらはおっしゃる通りプラスJASMINEクラスでいうと、JASMINEプラスになると思います。
0:34:41	わかりましたそれはごめんなさい説明いただき5本いただき結構です、さっきいただいたプラスワンとして認可いただいているってということは申請者のどこに書いてあるかだけ補足説明資料充実いただいてもいいですか。
0:35:01	九州電力のミネマツすみませんちょっと混線したような形で聞こえなかったんでもう一度ご説明後、
0:35:09	よろしいでしょうか。はい。
0:35:11	西内ですけど聞こえてますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:15	はい。今明瞭に聞こえております。よろしくお願いいたします。はい。衛藤規制庁ニシウチですけど、
0:35:21	今のこの 84 ページの配管の範囲が、プラスワンとして認可いただいていると思っておりますという説明をいただいたので、その
0:35:30	具体的な部分だけ補足説明資料上で充実いただいていたいただければと思うんですけど、要は既工認の申請書ないし審査資料の中で、そういう説明をしているからそういうせ。
0:35:40	ことを言うってということですよ。その該当部分だけ充実抜粋いただくなりして充実化いただいてもいいですか。
0:35:50	九州電力運ミネマツセキ金野どこで健全性の説明書で説明してるんですがそちらの箇所をこのところですか。そういうことで評価していただてる。
0:36:02	認可していただいているのを記載すればよろしいでしょうか。
0:36:05	規制庁西内ですけどこの範囲が
0:36:09	プラスワンとして設計しているってことが、わかるものを出していただければそれで結構です。
0:36:16	はい。九州電力ミネマツ承知いたしましょう。はい。
0:36:21	自分たちでも確認しますが一応共通にとれてるかっていうところをしっかり確認したいという趣旨ですよろしくお願ひします。
0:36:40	石津マツモトです。了解いたしました。
0:36:52	原子炉規制庁仲野です。私の方からまたちょっと別の項目の部分、確認させていただければと思います。
0:36:59	補足説明資料の 54 ページ、お願いします。
0:37:06	ページですね。
0:37:10	こちらの部分で既工認と、今回の申請に、
0:37:15	関して、規格の年版変更によって
0:37:21	教授だったりとかその評価結果の違いだったりそういったところをご説明いただいていると思うんですけども、
0:37:28	この部分の、評価結果っていうところについて確認なんですけど、
0:37:34	その強度に関する説明書欄とあとは、その耐震性に関する説明書欄それぞれで評価結果という欄。
0:37:41	記載いただいて、
0:37:43	配管のブロックさんだったりとか、
0:37:46	だから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:47	配管のブロック 1Vのブロック 1 っていうふうに記載いただけてますけれども、
0:37:53	今回の申請ってブロックの 1 から 3 までであると思って申請書に記載いただけてると思いますけれども、こちら 3 ブロック、
0:38:02	近田さん、それぞれじゃなくて
0:38:04	強度だったらブロックさんだけ。
0:38:07	耐震性だったらブロック 1 だけに変更があるっていう理解なんですか。
0:38:12	ちょっとこの点確認させていただければと思います。
0:38:17	はい。九州電力からイリエです。今回評価結果を、53 ページにお示しておりますのは、
0:38:25	最も発生応力が大きいブロックと節電番号を記載しておりますので、ご認識の通り、申請範囲というのはブロック 1 から 3 すべてを申請しておりますのは、
0:38:39	けれども、安値年度版の
0:38:41	変更による影響という観点では、代表として、発生応力の大きい 1 点を示しているという状況です。
0:38:50	原子力規制庁の中です。なるほど年版変更によって最も影響が大きかったものを代表して評価結果としてその配管のブロック、強度だったら耐火のブロックさん。
0:39:04	耐震性だったらボードと配管のブロック 1 のところを記載したし、いただいているということで理解しました。今ご説明いただいた最も、
0:39:14	影響が大きいものを書いていますっていうところって現在の資料上って何かどこか書いていただけてましたっけ。
0:39:24	九州電力から異例です。すいません私の説明が
0:39:29	誤解を招いたかもしれないんですけども、JAS名年度の変更による影響が最も大きかった箇所ではなくてですね、
0:39:38	発生応力が最も大きかった箇所を示しています。発生応力が大きかった箇所について、JAS名 20057 と 2012 では、どういった、
0:39:49	発生応力許容値への影響があるかというのを示しているというものです。
0:39:56	原子炉規制庁名倉です。失礼いたしました。発生応力が一番大きかったものを書いていただけてるってことですね。
0:40:03	そうすると、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:07	例えばなんですけどちょっと一応確認なんですけど、例えば強度に関する説明書のところの評価結果で配管の部分で、一次応力、記載いただけてますけれどもこちらについては1配管の中で一次応力を確認する部分はブロック3の、
0:40:24	部分が一番
0:40:26	発生値が大きい。
0:40:28	のでここに記載していますっていう理解でよろしかったでしょうか。
0:40:34	九州電力からイリエです。はい。ご認識の通りで、
0:40:38	ご認識の通りです。
0:40:40	減少規制庁中です。承知いたしました。
0:40:45	ちなみになんですけどちょっと先ほど栗田Cの方から質問しかけたんですけども、今、こういった
0:40:53	メルクマールで書いていますよという記載ってどこか
0:40:58	今回の
0:40:59	苦情で記載いただけてましたっけ。
0:41:15	九州電力からイリエです。今私の方からですね全体の表をまとめたような説明をしたものについてはその2ポツの頭書きのところですね、記載しております。
0:41:35	原子炉規制庁中根です。今ご説明いただいたのは2ポツの変更内容のところの頭書きで、3段落目のところですかね。
0:41:47	ここの部分を、
0:41:52	持って
0:41:55	理解すれば良いということでしょうか。ちょっとぱっと見た時にこの内容から、
0:42:01	評価結果のところが一番、発生値が大きくなるものがはい。代表で書いてあるっていうところがちょっと読み取れなかったんで、
0:42:10	九州電力からイリエです。すいませんご指摘された発生応力が一番大きくなるところのみを示しているという記載はここに1頭書きが書いていません。
0:42:23	代表として示しているという。
0:42:27	実態です。
0:42:30	減少規制庁の中ですいませんちょっと書きぶりだけにはなるんですけども、ちょっとこの部分わかるように記載いただければと思いますけれどもよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:42	はい。九州電力からイリエです。それではですね 53 ページにおいて、評価結果を例示しているんですけども、この評価結果というものはどういった観点でピックアップしているか。つまり活用力が大きいものをピックアップしているということ、
0:42:57	頭書きのところに追記しようと思います。
0:43:03	原子炉規制庁の仲野です。はい。よろしく願いいたします。
0:43:31	規制庁西内です。ちょっとあと幾つか確認させていただきたいんですけど、
0:43:36	さっきのクラス分類の話、MSはPS打つPSⅢの安全機能安全重要度、安全機能の重要度分類の話はちょっとさせていただいたんですけど、
0:43:46	ちょっと合わせてまず、安全機能の重要度について、今回の申請範囲がそれぞれどこにどう該当するのか。
0:43:54	それは許可の不テンパチとかからの考え方いろいろ書いていただいていると思いますけど、原子力規制原子力委員会の
0:44:02	すみません、原子炉安全委員会の旧指針の考え方のもとでどういうふうに区分してるのかって話がまずあると思いますけど、まずそれを説明いただいた上で、その分類では、MSYじゃないんですけど、
0:44:13	プラスワン分類としてプラス上げてその設計してるんですけどってことであれば理由というか内容がわかるものを確か充実をいただければと思いますと、で、
0:44:24	その上でちょっともう一つあるのが、安全設備かどうかっていうところなんですよね。
0:44:30	と。
0:44:31	ちょっと何か話が二つあっても、頭がまだ、
0:44:34	ちゃってましたけど、安全設備かどうかって意味で言うと、この申請範囲三つつす
0:44:42	図面三つつけていただいておりますけど、
0:44:44	全部この格納容器及びその隔離弁に該当すると思っているってことでいいんですけど。
0:44:57	九州電力のミネマツです。衛藤。何個かご質問あったかと思うんですけどまず最後のご質問にご回答させていただければと思うんです。ごめんなさい。規制庁西内ですけど、前半は安全機能の重要度の話はさっきの話の繰り返しでしかないなのでその新しい質問ではないです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:14	で、それと分けて、すいません安全設備の方を聞いたかったのが今の質問ですちょっとわかりづらくて恐縮ですすみません。
0:45:20	すいません。江藤。まず、その申請範囲、
0:45:25	3ヶ所おつきく分けるとあるかと思うんですけれども、
0:45:32	005 から配管までの範囲と、
0:45:38	例年の 436 よりCv側にある範囲とCvから出る範囲があると思うんですけれども、その 84、先ほどで言うとページ 84 ページに該当するものは、
0:45:49	安全設備ではないと思っています。それ以外に関しては安全設備のところに該当するものと思っています。
0:45:58	規制庁西内ですけどいやそうですね。
0:46:00	そうだと思うんですよ。ですよ。補足説明資料 1 に記載いただいている説明は成り立たないですよ。
0:46:10	ごめんなさいなんか代表っていう意味だと、いや、一部は成り立つかもしれないですけど、申請範囲すべてについて成り立ちますか。
0:46:17	ちょっとその観点で、もう 1 回申請範囲が何かっていうものを、これ要目とかでもここからここまでの範囲の配管として多分申請いただくと思うんですけど、少なくともその要目単位
0:46:29	データの設計をしてるっていうことだと思うんですよ。
0:46:32	少なくとも 4 億の単位に合わせて、それぞれがどういう特性を持っているのかっていうのを、こういう系統図とかを示しながら、安全機能の重要と、
0:46:42	あとは安全設備に該当するか否か。
0:46:45	プラスアルファで書くのであれば耐震クラスとかで進めるそれも要目で明確にいただいていると思うので、その二つ、少なくとも二つの観点でしっかり整理をいただくようお願いしてもいいですか。
0:46:59	九州電力のミネマツです。先ほどお答えしたかと思ってるんですけども 84 ページのところだけ安全設備ではなく、PSPF-IIIですそれ以外のところは、
0:47:10	MSワン持ってて安全設備だと認識していますが、その回答だけでは不十分ということですかね。規制庁西内ですけど、私たちが確認したいのは、
0:47:22	今回の申請範囲として、のす。要は、全部安全設備なのかどうなのかなんですよまず今のお答えで、いや全部が安全設備じゃないですっていうことは理解しましたと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:35	であれば、その補足説明資料 1 で十条 15 条が要は追加要求事項じゃないよ、今回申請範囲じゃないよって言う理由に繋がらないと思うんですけど、そこは、ごめんなさい。
0:47:49	私が疑問に思ってる点割そこが繋がらないって思ってる点は理解いただけてますか。
0:47:56	要はその安全設備じゃない部分は申請範囲になるんじゃないですか。
0:48:00	追加要求事項として申請範囲になるんじゃないですかっていう質問をしたいということです。
0:48:05	九州電力のミネマツです。
0:48:08	質問の合意と、
0:48:09	理解いたしました 14 条の第 2 項に関してのお話ということでよろしいですねその 84 ページのところだけは追加要求事項ではないかというご指摘ということでよろしかったでしょうか。指摘というか確認ですねはいその確認です。はい。
0:48:26	要は包絡されて説明をされると、対象が止めになるので、
0:48:31	明確に申請範囲ごとに分けて欲しいで、申請中という話でいうとまず要目表の単位でどういう単位での配管として、どういう単位で申請してるかっていう部分もあると思うので、
0:48:44	要目の、のブロックはに分けて、
0:48:49	説明をいただくその時にこういう系統図も含めて併せて説明いただければより明確かなというふうなところで感じて思ってます。
0:49:00	医師電力ミネマツです。承知いたしました。
0:49:03	はい。規制庁西内です、少なくとも規則の定義上は当たらないと思ってるんですけど私も、
0:49:11	その上で、規則の定義上では当たらないと思ってるけど、九州電力として元から、要は、重要な部分だから安全設備としてやりましたよっていうようなことがあるのであれば、それがわかるようなものを出していただければと思うんですけど。
0:49:26	もしかしたらさっき健全性とかの話何か示そうとしてたのはそういう話を書いてあるのかなっていうふうになんか思ったんですけど。
0:49:32	ちょっとさーっと見てみましたがあまりそういうところなさそうだったので、もしそういうのがあればしっかり該当箇所を示して説明をいただきたいと思っています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:43	九州電力のミネマツ、先ほどのところちょっとすみません等あまり私の認識が十分じゃなくて間違っただけをさしていただいておりますので、そこら辺の
0:49:53	ところも含めて整理した形でご回答させていただければと思います。
0:49:58	規制庁西内です。はい。よろしくお願いしますなので、後もう1回繰り返すんですけど、文章上だけだと多分こういうことが起きるのって、要目での要目での記載と、
0:50:09	あとは系統図ですよね。
0:50:11	それらを使って、申請範囲がどういう説明どういう区分どういう属性を持つてのかっていうのを明確にまずは事実確認をしたいと思っています。結局ここで共通認識が取れないと前に進んでいけないので、
0:50:25	この文章だけだとこういうことが起きるので、そういう情報をしっかりして出して説明をいただくようお願いしてもいいですか。
0:50:36	九州電力のミネマツです。系統図要目表それに相当するもので、範囲ここがこのクラスでっていうものをご説明させていただければと思います。
0:50:47	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
0:50:50	そのあと安全機能の重要度とその安全設備かどうかという属性をしっかりと明確にして欲しいというのがまず一つ目の総合確認テストで、
0:51:00	等、
0:51:01	あとはさっきちょっとせ、そういう意味で言うんですね、
0:51:06	ちょっともう少し先津崎に聞いておきますけど、
0:51:10	82 ページの、
0:51:14	これらの、
0:51:17	例えばですねちょっとあんまり僕が理解できてないんですけど、
0:51:24	82 と 83 もこれ安全設備なんですよ。
0:51:30	何かちょっと疑問があるのがですね。
0:51:33	これってCvの中の話ですよ。
0:51:38	隔離弁でもないですよこれだって。
0:51:41	本当に、これってCv及びその隔離弁に該当する安全設備と思ってるって理解をしていいですか。
0:51:48	ちょっと今のうちに確認しておきまして多分次に出てきたときに多分同じこと聞くのでこれ、
0:51:53	そこも含めてしっかりしていただいても結構よろしいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:57	はい。九州電力のミネマツです。先ほどおっしゃられた弁じゃない配管の範囲についてというご質問だというふうに理解をしているんですけども、
0:52:06	当市配管のうち、昔椎木公認の時からなんですけど再生熱交換器から泊の予備、
0:52:14	Eの貫通部、その貫通部番号あるところまでは、
0:52:18	健全性評価で安全設備として既工認で審査、
0:52:23	して認可いただいておりますので、そちらは安全設備というふうな認識を持っています。規制庁西内です。わかりましたで、それは、CV及びその隔離弁に相当するものとして安全設備という理解でいいんであります。
0:52:40	本当にそうですかねなんか若干すごい僕は違和感をちょっと感じるのが正直なところで、別のジャンルの安全設備に相当するものとしてということではなくてですか。
0:52:51	渋谷電力については、すいません。
0:52:55	九州電力のミネマツです。投手江藤、昔の既工認の、
0:53:01	健全性の説明の中で隔離、主要弁に関しましても、格納容器バウンダリに属する当該隔離弁はということで健全性評価をさせていただいておりますし、
0:53:13	主配管に関しましても、格納原子炉格納容器バウンダリに属する当該配管はと。
0:53:19	ということで同じような文言で記載をさせていただいております。
0:53:24	規制庁西内です。
0:53:29	ちょっと確認をちょっとしたいんですけど、この結局再生熱交から非再生熱硬までの間って、要はCVを貫通する配管な系統になってるわけですよ。
0:53:40	そうですよね。ちょっとね、再生のおっしゃる通り、そうですよね。はい。石毛ではないですけども
0:53:48	再生熱交換器から非再生熱交換器のうちの一部が格納容器のCVバウンダリになってます。そうですよね。で、今おっしゃっていただいているのは、そのCVから出た先の配管と、あとはその隔離弁、
0:54:01	だけじゃなくて、
0:54:03	その範囲が再生熱交までの配管を全部CVバウンダリとその隔離弁に属するものとして、安全設備として評価をしていたってそういう理解をさせていただいていいんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:19	九州電力のミネマツです。当時はですね、要目表の区分がこういうふうな区分でしたので、この範囲として申請をさせていただいておまして、当該範囲に係るものというふうな形で申請させていただいております。
0:54:33	はい。規制庁西内です。何て言うんですかねある程度一体としてやる意味合い、もう何か、気持ちはわかるんですけど、今おっしゃっていただいた当時はっていうのはいつの話ですかそれは、
0:54:48	平成 24 年の時に認可を受けておりますのでそちらの時点になります。わかりました規制庁西内です。
0:54:55	その考え方はシンケイジの時には特に変わってないよってそういう理解ですか。
0:55:01	変えていないよっていうそういう理解で大丈夫ですかね。
0:55:08	少々お待ちください。別に今即答いただかなくてもいいですよそういった部分の情報を精査いただいて、
0:55:14	今回結局第 1 弾の既工認でどうしてとかっていうのはありますけど、要は新規制基準への適合性審査を今しているので、
0:55:23	そもそも新規制基準値にどういう整理をしてるかっていうのが情報としてアップデートしなきゃいけないので、その二つの観点から、今おっしゃっていただいたような内容を整理して説明いただければそれで結構です。
0:55:35	吉井電力南です。整理はさせていただくんですけども、00、この隔離弁のところ、両方入口、
0:55:46	内側と外側があると思うんですけど、その間を、当時から権田りとして申請させていただいてると思います。
0:55:53	規制庁西内です今のご説明は僕は理解したので、あとは、今も今当時からっていうふうにおっしゃったので新基準にそれが変更ないことも含めて、説明をいただければそれで結構です。
0:56:06	はい。ごちご主張は、ご説明は理解をしたので、
0:56:09	あとはそれが正しいことをしっかりお互い共通認識を同じ文書で確認をしたいというところでよろしいですか。
0:56:17	九州電力のミネマツです整理して、そこを示させていただければと思います。
0:56:23	はい。規制庁西内です
0:56:28	再生熱硬化非再生熱この間をそのバウンダリとみなしてやっているっていうことだと思っていて、何て言うんですかね、結局配管って

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:41	ある程度一体でやってる部分あると思うので一体で一体として系統として設計してる部分もあると思うので、
0:56:47	ある程度理解はできたところなので、あとはそれが資料上、そういうふうに元がなっていたのかっていうのをしっかり確認をしたいというところだけです。はい。というところでちょっとまずは事実確認の場フィールドとしてそこをしっかりと確認をさせていただければと思います。
0:57:05	伊勢電力ミネマツで承知いたしました。
0:57:08	はい。そういう観点で安全設備と安全機能の重要度っていう観点で整理をまずしっかりいただいて、
0:57:17	それら含めてすべて同じ説明で 14 条 15 条の適合性とかそれらの設それ以外の適合性を説明できるのかできないのかっていうのをしっかり精査をいただければと思います。
0:57:28	ちょっと話が変わる。
0:57:31	で、
0:57:37	資料 2 の、
0:57:44	資料に No。
0:57:46	80、55 ページ。
0:57:56	よろしいですか。開けてます。
0:58:02	主電力を開けております。
0:58:06	何となく言いたいことわかるんですけど、まずこの項目分けにした理由がよくわからなくてですね。
0:58:14	いや、結局一番左上に耐震評価の基本方針って書いてるじゃないですか。
0:58:19	まず基本方針についての項目として説明いただいてそれは変更ありませんよわかりましたと。で、その差が幾つか見ていくとですよ。
0:58:28	ただ配管解析方法の中の減衰定数のところ、
0:58:33	これを本申請の部分を見ると、
0:58:36	あれこれ、結局また基本方針の話をしてるわけですよ。
0:58:40	要は何か項目が何か独立しているように見えないんですけどっていう話なんですけど。
0:58:47	言い方わかりますか。
0:58:49	九州電力のホシコです。
0:58:52	当庫
0:58:53	の関野伊藤は

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:56	私の意図ですと今記載されてる項目についてはまず、耐震評価の基本方針として、大まかに
0:59:05	そもそもSクラスに設計するとか申請時に追加要求、5条とか50条、
0:59:11	その技術基準に適合するようにまず設計するというふうな大方針があったと今思いますので、それに対してまず基本方針として、本当に合致しているか。
0:59:23	今回個別に配管の耐震評価を行うにあたって、解析方法、今回ですと3次元はりモデル、
0:59:33	によるスペクトルモーダル解析を行っていますけれども、そういったものは申請時に、
0:59:37	表、実際に用いた評価方法から変更あるのか。
0:59:41	また、減衰定数に関しましては
0:59:46	こちらも
0:59:48	考えて、
0:59:50	今、
0:59:51	もともとですと事案群、
0:59:55	PRA一旦ですけれども新規制以降ではのでこの記載、新規制工認の欄に記載しております新規制購入、電気、電力共通研究の方の、
1:00:06	減衰定数を採用したりですとかそういったもので配管の解析方法のうちとか他、新規制値を踏襲しているようなものを記載しております。
1:00:18	最後に解析条件としましては
1:00:21	以前からお伝えしております通り謄本の申請では地震動が新規精緻に
1:00:28	Ss-Dに設定された子、MSTになったことと、適用規格としては
1:00:35	JASMINE20052007を比較としては
1:00:39	設置をしておりましたが、2012に変更したということでこちらの解析、そういった解析に必要な条件というものを
1:00:50	もう、網羅性の観点から、ピックアップしてまとめているものになります。以上です。
1:00:58	規制庁西内です後半は大分多分あまり、私が今聞きたいことではなくて、例えば私が聞きたかったのは、小項目が独立してないってただけの話を聞きたかったんですよね。
1:01:09	で、今の話を踏まえると一番最初の話で概ねわかったんですけど、一番上で言いたかったのは、今回の受信基準で追加要求になった部分の、そういう説明項目をしたかったってそういうことですか。
1:01:23	一番上の項目、一番上の行ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:28	九州電力のホシコですそうですねそう。御大方針としては、新規政治。
1:01:36	の
1:01:37	申請時に評価を行った方針から変更はないということをご説明したかった。はい。ということですね。規制庁西内ですけど。であれば、地震動は、これは追加要求ですよ。
1:01:50	それでもやっぱりよくわからなくて、項目分けが、いや多分この表が逆に誤解を与えるだけだと思っていて、こういうふうに聞く項目だてるのであれば、
1:02:00	耐震評価の基本方針の要は枠ありますよね。
1:02:05	例えば最初に適用規格もあると思いますし、適用要は、耐震説明書の目次あるじゃないですか。
1:02:11	目次レベルとかああいう大項目レベルで項目立ててそれで比較いただければ何か明確なのかな、より明確なのかな、ですしかつ明瞭ななっている気はします。
1:02:22	ちょっと何か項目が、の関係性がよくわからないっていうだけですね。で、
1:02:27	これを見ると、何で逆にこの減衰醸酒数とかここら辺をピックアップしたのかっていう理由も、
1:02:35	ちょっとわかりづらいんですが何か文章とセットだとは思うんですけどある程度、
1:02:41	まだ多分
1:02:43	比較っていう意味でいうと、まず網羅的な2も比較いただくっていうことが多分大前提だと思うんですけどね。
1:02:52	その中で減衰定数とかはこれまさに
1:02:57	変わった部分だから出したとか多分そういう話もあると思う。違うか、結局違うのか。
1:03:03	だからそうなんです。あんまり
1:03:05	ここの項目が選定された理由がよくわからないっていうだけなんですけどね。
1:03:11	何か内容に疑義があるといえるか何か、説明の仕方がよく理解できなかったっていうだけの話なんですけど。
1:03:17	九州電力の入江です。まず、この項目なんですけれども最初西内さんがおっしゃった通り、すべての項目というのは耐震の基本方針にひもづくものになっておりまして、そういった意味では

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:32	独立しているものではないという理解です。で、その上で、どうしてこの耐震の基本方針以外の項目をピックアップしたかという観点につきましては、
1:03:44	設工認でですね、大型の工認を示す際は、耐震評価の網羅性という資料を示しております、その網羅性の資料というのは、既工認から評価手法が、
1:03:55	変わったか変わってないかという観点で示しているものです。
1:03:59	その中で、地震応答解析手法、減衰定数、
1:04:04	入力地震動、
1:04:06	そういった項目はないんですけどもそういった条件を比べているっていう資料がありましたので、我々の方で網羅的に入れる、示せるのではないかと考えてこういった項目をピックアップした状況
1:04:21	です。一方で、今ご指摘ありました通り、その度、どれが追加要求となったのか、つまり平成 24 年度から今回見たときに、どれを審査しなければいけないのかといった解消では、
1:04:34	こちらの網羅ができてないっていう、いう、私たちも認識しましたので、例えばその耐震の説明書の目次レベル、
1:04:45	こういったものが増えたとか、そういった示し方を検討したいかなと思います。
1:04:51	規制庁に周知です
1:04:55	何となく、このオート解析とか減衰定数とか地震動とかそこら辺をピックアップしたのはさっきおっしゃっていただいた大きいところっていうところは何となく私も理解できるんですよ。
1:05:05	その感覚も理解できるんですけど、一方で
1:05:08	ここで単独だったらまだわかるんですけどねその上に何か耐震評価の基本方針っていう項目が立っちゃうと、何か関係性がすごいなんか頭にすっとなんか入ってこないっていうのが正直なところでしたと。
1:05:19	で、
1:05:21	主
1:05:22	説明書の目次レベルでやると、結局応答解析とか地震動とかまた目次レベルで登場する、してましたよね、確かしてますよね。
1:05:34	だから多分文字レベル示せば減衰定数だけちょっとあれですかね、
1:05:38	直接は出てこないっていう感じでありますかね。
1:05:42	そうですねはい減衰定数だけは、ちょっと直接は出てこないです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:48	でない値になっておりますけれども比較、備考とディス形になっておりますけれども、減衰定数、
1:05:56	について記載しようと思っております。はい。そうですねそういう説明の仕方の方が何かよれるを整然としてるかなという印象を受けるのと、
1:06:05	ちょっとこれの比較表だとよく意図が伝わりづらいなあというか変な誤解を与える恐れもあるので、ちょっとその観点で1度見直していただければと思います別にこれは何か内容どうこうというよりは単純に
1:06:19	資料構成としてっていうコメントとさせていただければと思いますけどよろしいですか。
1:06:27	電力ホシコで周知いたしました。
1:06:30	はい。ありがとうございます。
1:06:34	とりあえず、現時点では私は以上で、最初にお伝えした適用条文の話が正直一番大きいかなと思っていて、場合によっては補正申請っていう添付資料の充実化というところもあるのかなと思ってますのでしっかり整理をいただければと思ってますよろしくお願いします。
1:06:54	江藤形状からしました。はい。規制庁側から、全体と、何か他にありませんかよろしいですか。
1:07:02	はい。
1:07:03	衛藤。一応今日私たちから事実確認した事項以上ですけれども、九州電力から何か全体としてありますか。
1:07:13	よろしいですか。
1:07:38	すいません遅くなりました九州電力松本です。
1:07:41	こちらからは特にコメントはございません。
1:07:46	はい。
1:07:48	規制庁ニシウチです一応ちょっと時間もあるので、今日確認させていただいて次回以降ちょっと資料を修正しなきゃいけない充実化つす部分だけ、ちょっと最後確認をできればと思いますけど。
1:08:01	一応よければ九州電力側からこういうところを充実する必要があると思っているところを簡単にさ。
1:08:08	何か読み上げていただくなり、
1:08:11	できますか。
1:08:12	ちょっと準備が整ってないところあります。
1:08:25	回収の関係、九州電力のミネマツです。大きく2点だと思っております。条文整理Gのところに関する、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:35	ことで十四条メインだと思いますがそういったところで安全設備に該当するかどうかとか、そういうことですね、14年後、安全設備かどうか、安全重要度がどうかというところで、申請範囲、
1:08:49	関して、1個1個のところをご説明して、整理させていただくことと、
1:08:55	あと耐震
1:08:56	のところ、今耐震の評価、
1:08:59	7、大きいところだけになってますんでその耐震の評価方針を耐震の目次ベースで記載させていただいてそこら辺の記載を充実させていただければと思っております。以上です。
1:09:31	原子炉規制庁野中です。それで後は私の方からお話させていただいた53ページのところで、
1:09:39	耐震強化の強度の評価条件の、
1:09:43	変更内容のところ
1:09:46	評価結果の部分の考え方ですね代表評価、代表的に書いてますよってというところの考え方の続きのところも確認させていただいたと思っております。
1:10:01	九州電力からイリエです。はい。今仲野さんからご指摘のあった点、
1:10:08	補足説明書5において、暴力し、暴力発生中の大きいものをピックアップしてという考え方についても、あわせて、
1:10:17	記載いたします。
1:10:23	はい。規制庁西内です。今お話した、した点、
1:10:30	一番最初におっしゃっていただいた安全設備安全機能重要棟っていうところがそれぞれどう該当するのかっていうところは一応念のためですけど要目表とか、
1:10:41	また系統図っていう情報を持ってしっかり説明をいただくようお願いいたします。
1:10:45	安全セツツあので基準上の定期所からはちょっと読みにくいところがあるのであれば世界の既工認、新基準と、あとはその前の、当時っておっしゃってる申請。
1:10:57	山元逸見元ですよね。2基と、あとは新基準の申請書上で、ちゃんとそこが説明できるっていう資料をお出しいただければと思います。
1:11:06	はい。衛藤。今日お話、今確認させていただいた点をまず資料充実して、ご提出をいただければと思っておりますってご訂正いただいたものでまた事実確認を引き続きさせていただければと思いますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:20	資料できましたらまた東京支社の堤さん、堤さんを通じてご連絡をいただければと思います。
1:11:27	スケジュールは今後の話も含めてですけど九州電力側から何か全体通してありますでしょうか。
1:11:36	九州電力からマツモトです。こちら、岸野委員からは、コメントございません。はい。規制庁も全体としてよろしいですか。はい。今日のヒアリングをこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
1:11:51	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。